

平成26年12月18日（木）

於：特許庁庁舎16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会
第2回審査品質管理小委員会
議 事 録

特 許 庁

目 次

1. 日時・場所

日時：平成26年12月18日（木） 10時00分から12時00分

場所：特許庁庁舎16階 特別会議室

2. 出席委員

相澤委員長、飯村委員、小原委員、古城委員、竹本委員、田沼委員、長澤委員、
中條委員、中村委員

3. 議事次第

開会

資料説明

（1）審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）について

（2）品質管理指標に関する外国庁の情報について

討議

（1）評価項目及び評価基準（仮案）の修正について

（2）仮評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案について

閉会

開 会

○相澤委員長 おはようございます。

定刻になりましたので、産業構造審議会知的財産分科会第2回審査品質管理小委員会を開催いたします。

本日は、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

各委員には評価項目、評価基準の仮案に基づき仮評価を行っていただいています。本日は、評価項目、評価基準の修正及び審査品質管理の実施体制に関する改善案の提言についての議論を予定しています。

なお、本日は、浅見委員、渡部委員が所用のため御欠席となっています。

それでは、議事に先立ちまして事務局から配布資料の確認等をお願いします。

○岩谷企画調査官 おはようございます。

まず本日の定足数を確認させていただきます。

議決権を有する 11 名の委員のうち、本日は過半数を超えます 9 名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令 9 条に基づきまして、本日の小委員会は成立となります。

次に配布資料を確認させていただきます。

本日は、お手元に座席表、議事次第・配布資料一覧、委員名簿のほかに、お手元に資料 1 から 6、参考資料 1 から 3 がファイルとして配布されております。落丁等がございましたら、挙手でお知らせいただけないでしょうか。

本日は、このほかに席上配布資料 1 から 7 というのを委員のお手元に配布しておりますので、こちらも併せて御確認ください。

特に不足等なければ続けさせていただきます。

本小委員会の公開についてですが、従前どおり一般の方々の傍聴を認めております。

特段の事情がある場合を除いて議事録と配布資料は、特許庁のホームページで公開させていただきます。

また、議事録の内容に関しましては、委員の皆様方に後日、内容を御確認いただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう 1 点お願いがございます。発言をなさる際はお手元のマイクのスイッチをお入れいただきまして、委員長から指名されましたら、マイクを近づけて発言いただけ

ればと思います。

○相澤委員長 よろしゅうございますか。

それでは議事に入らせていただきます。

資 料 説 明

○相澤委員長 資料について事務局から説明をお願いします。

○岩谷企画調査官 まず本日配布しております資料1から3、それから、席上配布資料1から6というのがございます。これは事前に各委員の皆様にお送りして、きょう、討議の対象となります評価項目の改善、あるいは実施体制の改善の御意見をいただくために既にお読みになっていただいていると思いますので、内容の説明は割愛させていただきます。

それから、資料4、品質管理指標に関する外国庁の状況という資料がございます。こちらの資料は、前回、第1回の委員会の中で、品質の定量目標の議論が少し提言なされました。そのため、特にメトリクス、いわゆる総合メトリクスというものを使っております米国、それから、韓国のそれぞれの特許庁に調査を行いましたので、その結果を御報告させていただきますと思います。

まず資料4の1ページ目、米国特許商標庁ですが、米国特許商標庁では、いわゆる評価項目を総合しました総合メトリクスというのを使っております。この総合メトリクスというのは、次ページにございますが、項目1から7のそれぞれの個別メトリクスの加重平均をとりまして複合スコアとして合算し、合算した結果を品質の目標値という点数づけを行っております。USPTOでは、この総合メトリクスの策定まで2005年から準備を開始しまして、その後、メトリクスの変更などを経まして現在の形に至っております。

しかし、この総合メトリクスから得られます先ほど申しました複合スコアにつきましては、USPTO自身も当初から審査の質を必ずしもあらわしてないと考えております。これに加えて、米国内のユーザーからも、総合メトリクスの複合スコアは審査の質をあらわしていないというような意見などがございまして、結局のところ、品質をあらわす物差しとして適切に機能しているといいがたい状況にあるようでございます。

さらに総合したメトリクスの複合スコアだけではなく、一つひとつの評価の項目、個別メトリクスと呼んでいますが、それについてもUSPTOがその個別メトリクスの設定時に想定していたとおりに審査の質をあらわしていないということが発覚しまして、見直し

の必要性が生じているということでございます。

これらを踏まえまして、USPTOでは、結局総合メトリクスについては廃止を検討しているということでございます。

それから、個別メトリクスにつきましては、今のものから入れかえ、あるいは個別項目の廃止などを含めて現在検討中ということでございます。内容につきましてはテクニカルな話ですので割愛させていただきます。

それから、6 ページ、韓国特許庁です。

こちらは体制も前回御紹介しておりませんでしたので、体制のところから調査を行っております。

個別の細かい話は省略させていただきますが、考え方としましては、日本の品質管理の体制と似た体制となっております。要するに審査パートと呼んでいますけれども、審査課と申しますか、日本でいうと審査長なり、あるいは審査室というものですが、それごとに各審査課長が決裁を通じて品質の保証を行っている。

そのほかに品質管理担当官というのを置いておりまして、いわゆる品質監査を行っているという構造になっております。

6 ページの図 1 に品質管理担当官室の組織図、あるいは人数が記載されております。それぞれの技術分野に応じてこのような人数配分となっております。

それから、韓国の場合は、商標とデザイン、いわゆる意匠、こちらは1つのチームでパートで担当しております。

評価の観点などは7 ページの真ん中あたりに特許、PCT、意匠、商標とそれぞれ記載されております。これを見ていただければと思います。

韓国特許庁におきましても、先ほどの総合メトリクスというのをつくっております、これについては7 ページの下の方、3. に記載させていただいております。総合評価、メトリクスを算出する項目としましては、その下の表 1、例えば審査評価表の平均得点ですとか、アンケートの結果、あるいは拒絶査定、拒絶決定、不服審判の請求率等々を用いております。

それから、商標については表 2 のほうにございます。

意匠につきましては総合メトリクスは作成しておりません。

韓国におきましても総合メトリクスの組み立てに関してはかなり難航していたようで、現在の形に至るまで3回作り直しを行っているということでございます。

次に本日の討議用の資料を御説明いたします。

本日は、討議内容としまして2点ございます。1つは評価項目・評価基準の仮案の修正について、それから、もう1つは審査品質管理の実施体制に関する改善案についてという2つございます。それぞれ資料5と資料6、こちらが対応しておりますので御確認ください。

資料5につきましては、第1回の委員会で提示しました評価項目、評価基準の仮案について項目ごとに整理をさせていただいております。

それから、資料6の実施体制の改善案につきましては、それぞれ実施体制の要素、要素に応じて整理をさせていただいております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

討 議

○相澤委員長 それでは、評価項目及び評価基準の修正に関する議論から始めたいと思います。

御発言に際しましては挙手をしていただければ、指名させていただきます。

それでは、評価項目の①から⑧、評価項目、評価基準の全般について議論を行いたいと思います。

資料5の順番に従いまして、評価項目①～③、④～⑤、⑥、⑦、⑧、それぞれについて議論を行いたいと思います。議論に際しましては、特許、意匠、商標を含んで①～③、④～⑤、⑥、⑦、⑧ということで議論をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

品質管理に関する方針・手続・体制が整えられているかということで、文書等の作成状況、品質管理のための手続の明確性、外部への公表及び職員への周知についてというのが最初のくくりです。

○中條委員 評価基準を見ると、品質ポリシー、品質マニュアルが制定されているかどうかということで基準がつくられています。文書ができているかどうかということの評価するという意味ではこれでいいのですが、文書というのは、文書があっただけではだめで、文書がその役割を確実に果たしているということが大事だと思います。

品質ポリシーに関していうと、それによって質向上の取り組みの基本的な方向性・重点が明確となり、具体的な品質目標、数値目標が定められ、それに向かってみんなが活動していく上で役立っていてこそ意味があることになります。

ところが残念ながら、現状としてはポリシーがあるのですが、これが具体的な数値目標を設定する、結果として具体的な改善活動をドライブすることにつながっているようには見えません。

そういう意味では、評価項目としては、ポリシーとかマニュアルがあるかどうかという話ではなくて、ポリシーとかマニュアルが本来の役割を果たしているかどうか、そういう観点の項目を追加したほうがいいのではないかと思います。

また、項目③についてですが、周知しているかどうかの評価基準の中心になっているのですが、周知することが目的ではなくて、周知した結果、みんなの理解が得られるということが大切なことですので、みんなの理解が得られているかどうかという結果の評価を入れるべきではないかと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○竹本委員 この①から③の組み立てとしては、品質管理手法に関する文書（ポリシーやマニュアルなど）がそろっているか、それら文書に明確に誰が何をすべきかが書いてあるか、また、それらが周知されているか、の3つですね。資料を見せていただきましたが、USPTOやKIPOと比べても公開性、透明性があるので、建てつけとしては非常に良くできているのではないかと考えます。

ただ、先ほど岩谷企画調査官がおっしゃったように、品質管理というのは常に状況に応じて改良していくものかと思っております。

一方で、品質管理の目標というのは、例えばスクリーニング率などはひとつの指標となりうるかと思いますが、審査実務における審査結果の目標、例えば審査官の数値目標等についてはここで取り扱うべきものではないと思っています。

例えば参考資料3の6ページ、特許審査業務の実施の部分です。この部分の数値目標は当該技術分野ごとに違うでしょうし、もちろん特許、意匠、商標に応じても異なると思います。そういったものは審査実務の中できちんとつくられて、そういう目標が本当にいいのかというようなことを個別に今でいうと調整課が確認されるとか、そういう仕組みが働けばこれは機能するのではないかなと思っています。

もう1点、③だけ私は意見を入れさせていただいております。③については、複数の手

段を通じて周知されるということのみをもって評価とするのはどうかという観点です。具体的にどうしたらいいかなといろいろ考えたのですが、本日、配布されております先ほどの米国特許庁、資料 4 の 4 ページ、(4) 内部評価がありますね。これは半年に一度実施し、750 人の審査官を対象に、審査ツールや研修が有効なのかという評価を行うようです。このような内部評価を行うと、理解の深さを計測でき、周知の成果確認ができるのではないかと思います。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○中條委員 皆さん方の認識として品質ポリシーがあることについては、多分共通の合意があるのではないかと思います。それでは、皆さん方の共通の認識として、品質目標が定まっているかどうかについてどう評価されているのでしょうか。私自身は品質目標が必ずしも明確ではないなと認識しているのですが、皆さんどう考えていただけるのか少しお聞きしたいと思います。

○相澤委員長 委員の意見を聞きたいということですね。

○中條委員 そうですね、今、竹本委員のほうから品質目標という話も出たので、そうすると竹本委員が品質目標は設定されているとお考えになっているのか、お考えになっていないのかをお聞きできればと思います。

○相澤委員長 先生がおっしゃっているのは数値目標という理解ですか、それとも抽象的なものも含めてという理解でしょうか。

○中條委員 目標というのは、具体的なものであって、客観的に達成したかしないかが判断できるものということになります。

○相澤委員長 いかがでしょうか。

○小原委員 具体性というのはなかなか難しく、私のような実務家が言うことはピンポイントになってしまうと思いますけれども、例えば①について品質マニュアル・品質ポリシーが作成されていて良好であるということは皆様と同じ意見です。審査基準については、改訂の準備をされているようですが、現状ということで実務上考えますところは、審査基準の内容が判決の動向に沿っていない又は判決の動向に追従するまでにタイムラグがある点です。判決もケース・バイ・ケースで成り立っていますので、審査基準とすべて一致する必要はないと思います。一方で、審査官から拒絶理由をいただくときに、主要判例と時間的にずれることなく一致するような形をとっていただけるように、審査基準の改訂を行

っていただきたいです。

それと細かいことですが、品質ポリシー及び品質のマニュアルの英語版も公表していただくとよろしいかと思っております。それから、②については、現状、特許に関する調査と審査とが少し遊離していて、審査官が調査から審査までのすべてを行っていないケースがある。つまり、登録調査機関に調査を依頼し、審査官は調査機関との間で調査結果をインタビューし、その結果に基づいて審査をし、必要ならば拒絶理由を発するようになっております。調査というのは非常に重要だと思いますので、調査を外部に出すのであれば、「調査」についての質の向上を「審査」に関する質の向上と明確に区別して外部に出す際にもっとよい方向というチェックの目線があってもいいのかなと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

田沼委員、御意見をいただいているようですが、いかがでしょうか。

○田沼委員 今の具体的な目標が定まっているかというところには理解しきれていないところがあるので、品質マニュアルですとかポリシーが定まっていて公表されているだけではなくて、世界最高品質をうたうのであれば、世界に向けて日本特許庁がどんな品質管理をしていますというような積極的な働きかけをすべきと思っていまして、そういう活動ができたかどうかというのを評価項目に入れてはいかがかなと思って、ここに短い文章ですが、書かせていただいています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○長澤委員 今回の採点をつける際、ポリシーがあるかという点と、マニュアルを公開しているか（マニュアルがあり、それにアクセスできるか）という点、を基準にすべてSをつけました。細かいところは少しありますが、公開はされています。私どもも社内で色々なポリシーを作り、ガイドラインを出していますが、まずそのガイドラインがあり、みんなが見える状態になっているかということは、経営上、最初に判断されるべきことだと理解していましたので、上記の評価と致しました。

中條委員がおっしゃっているような審査の評価ですが、社内では外部弁理士の評価をする際、例えば技術の理解度であるとか、発明を把握しているかどうかであるとか、先行技術に対する差別化が十分できているか等の評価項目をいくつか設けており、それを 10 段

階で評価し、例えば、1項目でもある点数を下回ると注意がいくという運用をしています。そのため、中條委員がおっしゃっているような審査の評価をやっていただけるとユーザーにとってはありがたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○竹本委員 品質管理の目標と、審査結果の目標、これは別だと思うのです。審査結果のほうは先ほど申し上げたとおり各分野毎に全部変わってくるはずでございます。このたてつけはポリシーがあって、そのポリシーを実現するにはどうしたらいいかというマニュアルがある。ポリシーの例えば全職員が関係者と協力して質の向上に努める、とありますが、その中で面接を使うとか、関係者と最適な協調をする。これが先ほどの参考資料3の右下の絵でもある。そのもののそのやり方がいいかというのは審査実務における審査結果の目標の方でしっかりやり、品質管理は審査の目標や建てつけがしっかりしているかをしっかり確認できる目標とするのが相応しいように思います。その意味では私も長澤委員と同じでございます。

③のところですが、これについては先ほど申し上げました通り、本当にそれが周知されているのか、周知度の評価ですが、先ほどの米国の内部アンケートの方法は非常に参考になるのではないかと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○古城委員 この項目自体はまず手順が整えられているかという項目から入っております。品質管理をやる上ではこういう形のたてつけにならざるを得ないと考えております。そこではまず文書が作成されているか、それから、周知されているかというようなことが評価項目になるわけでして、そういう点ではまずローマ数字のⅠの項目についてはきちんとされていると私は考えましてSをつけました。

ただ、今出ております品質管理目標が定まっているかとか、それから、周知がちゃんと行われているかというのは、恐らく実施状況の話、ローマ数字のⅡのほうの話ではないかと思えます。

ただ、品質管理目標が定まっているかということは、これは重要な御指摘だと今気づいたのですけれども、確かにマニュアルをつくるということになると、何を、どういうことを達成したら、それはうまくいっていると評価するかという、やはり目標値がないとそれなりの評価というのはできない。そういう意味で、そういうものがやはり必要なのかなというふうには思います。

ただ、目標といっても、特許と、意匠と、商標と、そういう個々の分野ごとに非常に目標設定というのが異なっただけを以て得ないのではないかと考えておまして、これは引き続き検討課題になるかと思っておりますけれども、今こういうような形で委員会で活動して特許庁のほうでも品質管理に関するいろいろな試みをされているということであれば、現状としてはこれでいいのかなと考えております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中村委員、中條委員の順に、お願いします。

○中村委員　私も古城委員の御発言とほぼ同じです。というのは、中條委員の品質管理目標の設定があるかという問いに対しては、現段階ではきちんと設定はされていないのかなと思っておりますけれども、現段階はその方針・手続・体制が整えられているということで、そこはクリアしているということで、今後の目標として品質管理とか定量目標とか、そういうところに向かってさらに深めていけばいいのではないかと考えております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

○中條委員　まず、「品質管理目標」ではなく、「品質目標」だと思います。品質管理に関する目標があるかどうかではなく、品質に対する目標があるかどうかです。品質目標とは一体何だといわれると、お客さんのニーズにどれだけ合っているかというのが品質になりますので、今の場合ですと審査が社会のニーズにどれだけ合っているかということになりますので、審査の質に関する目標と考えていただいたらいいのではないかと思います。

では、品質目標が無いと一体何が問題なのかということなのですが、無いと取り組みの成果を評価するときに、どうしても評価が甘くなってしまうと思います。達成したかしないかが主観的な判断になりますので、結局自分たちがやっていることについて自己満足で終わってしまうことになるわけです。

そういう意味で、あらかじめ目標を設定して、その目標を達成するためのマニュアルとか活動を展開して、最後に、本当に達成できたかどうかということを反省する。そんな仕掛けを考えられたらどうでしょうかということなんです。

○相澤委員長　ありがとうございます。

飯村委員、いかがでしょうか。

○飯村委員　今まで多くの委員の方が発言されていることと同じ考えです。ポリシー、文

書の作成状況、明確性、周知性というのはスタート時点での目標であって、審査の結果における品質目標とは別だと思えます。極端に品質が低い審査に対しては、そのような項目を徹底することによって避けることができますが、全体を公表することが平均的な質を高めることには直接つながるわけではありません。全体の質の高さは、それぞれの審査官自身の資質や教育体制や事実を客観的に見る能力などにかかる事柄だと思えます。

そういう観点に立つと、高い能力の審査官が確保できている現状において、作成状況、明確性、周知ということが徹底されることは、相互により良いものを全体として高める結果につながるという感想を持っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

中條委員にお伺いしたいのですが、例えば ISO 9001 が前提としているのは、企業における品質管理として理解してよろしいでしょうか。

○中條委員 当然企業が中心になりますが、ISO 9001 の認証を受けている組織を見ると、企業だけでなく、いろんな公的な機関も含まれております。特に、欧米やアジア諸国では真摯に取り組んでいます。したがって、プライベートないわゆる利益を追求するカンパニーだけがやっているものという理解は間違っているかなという気がします。

○相澤委員長 作成されるときにはどのような前提で、目標が設定されているのでしょうか。

○中條委員 ISO 9001 のねらいは、基本的には品質保証、すなわち要求にあった製品・サービスを提供しているという信頼感を与えることが目的です。ですから、そういう意味では、プライベート企業も品質保証をする必要がありますし、公的機関でも当然品質保証が求められます。当然特許庁ですと審査の質を保証する必要があります。あらゆる組織が、自分が提供している組織・サービスの質を保証する必要がある。その質を保証するときにどういう条件を満たしてないといけないのか、そういう意味で設定されたのが ISO 9001 だと考えていただくとよいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○古城委員 今、品質目標が定まっているかというお話が出て、ここが一番こういう評価をする場合の肝になるところだと考えているのですが、少し中身に入ってしまうけれども、どういう基準項目を立てて評価ができるかということを考えた場合、例えば審査の期間であるとか、それから、件数であるとかというのはある程度客観的な指標を設

定することが可能だと思うのですが、究極は審査の質ということになりますと、登録されるべきものが登録され、拒絶されるべきものが拒絶される。そこにからんでくるのは判断という問題でして、これを何か特定の個別具体的な基準であらわすことができるのかどうかということに関しては私はちょっと疑問を持っております。そこは本来的にはやはり審査官同士、あるいはその監督をなさる方の自由な意見の交換と相互の研修というものを通じてのみ実現されるのではないかなと思っておりまして、そういう観点からは、どうしても品質目標といっても、それはそういう判断材料に関わる部分については抽象的なものにならざるを得ないので、そうだとすれば、では内部でどのような意思疎通の機会が十分に保証されているかというようなやはり手続的な部分からアプローチするしかないのではないかなという感じを持っております。

審査の結果について数値化するというようなことになると、どうしても個々の審査官を萎縮させてしまうという効果が生じるのではないかということをもろ懸念しておりまして、そこら辺はある程度アバウトな基準であったほうがいいのではないかという個人的な意見を持っております。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございます。

○中條委員　アバウトな基準でいいのかが論点だろうと思います。先ほど時間だとか量的なものについては、基準を決めやすいけれど、質的なものについては基準を決めにくいのではないかという話をしておられましたけれども、資料4の3ページ目を見るとアメリカでは既に行われているわけですし、これに類するようなことは多分特許庁の中でも評価されているのではないかと思います。最終処分に欠陥が発見されないチェック対象出願のパーセンテージとか、エラーのないアクションのパーセンテージとかは、当然ながら質的なものについての基準として考えないといけないものなのだろうと思います。

そういう意味では、質に関して具体的な基準が決めにくいということはないのではないのでしょうか。ただ、いろいろ考えられる基準の中のどういうものに重点を置くのかは、シチュエーションで違いますので、時代ごと、部署ごとに考えていかないといけないと思います。

それから、もう一つは、そんなものを定めると審査官が萎縮するのではないかという話があったのですが、具体的な目標が達成されることによってむしろ審査官の意欲が高まるのではないか。そういう評価をしないで審査官の意欲が上がるのかどうかについては非常

に疑問に思います。

○相澤委員長 いかがでしょうか。

民間企業の場合は、利益の最大化という目標が定まっていますね。そこへ向けた取組みということが可能ではないかと思います。そこが、特許庁という行政機関と異なるのではないかと思います。数値目標については基本的には賛成の立場ですが、審査に関して偏差のないサンプリングを取ることが難しいのではないかと思います。

○中條委員 精度について言うと、発生した件数が問題ではなくて、サンプル数が幾つかというほうがむしろ問題になります。そういう意味では、例えばこれはアメリカのものですが、サンプル数年間 3,000 件というところで精度が決まってくるわけです。

ですから、下手なとり方をするとう精度が悪くなるというのは当たり前ののですが、それなりのことを考えれば、精度のあるものは幾らでもできると思います。

ただし、つくったものが永遠不変にずっと役に立つかというと、それは当然あり得ないので、自分たちの仕事の状況に応じて、今はここが問題だし、将来はこういうところが問題になってくるといふ具合に変わっていったかまわないものだろうと思います。

目標をパーフェクトに決められないので決めませんというのは、PDCAは回しませんということとほとんど同じなので、それだったらこの委員会をやめたほうがいいかなというのが実感です。

○相澤委員長 いかがでしょうか。

品質管理目標ができますと、当然のことながら組織は目標に対する最適化をしますね、そうすると目標を設定したために問題が起きるといふこともあろうかと思うのですが、その点についてはどうお考えですか。

○中條委員 品質管理で目指しているのは最適化でなくて全員参加によるプロセスの改善です。仕事のやり方に関するノウハウを発見して、それを適用して自分たちの仕事の質をレベルアップしていくということです。

ですから、目標を設定することで、その目標に向かっていろんな取り組みがドライブされる、そういう過程で審査のやり方に関するいろんなノウハウが蓄積され、それらを活用することで審査の質がレベルアップしていく。これが品質管理のねらいです。

品質管理が最適化を目指しているというふうに理解されているのだったら、それはちょっと誤解だと思います。

○相澤委員長 品質管理の目標に対して、組織が最適化行動を起こしますね。そうすると、

その数値だけは改善するのだけれども、それで問題はないのか、そのところはどうか考えられるのですか。

○中條委員 基本的には目標を設定するときに、社会のニーズから考えて何が今一番大事なのか、そういうことを考えた上で設定するはずです。ですから、よく考えずに目標を設定するということはないはずですよというのが一つです。

それから、もう一つは、その目標を設定した上で、それを達成するための改善活動を行う過程で審査のノウハウが蓄積される。この審査のノウハウは、将来、その組織でどんどん活用できる。将来目標が変わるかもしれませんが、目標が変わったときでも得られた審査のノウハウは活用できていくことになります。

○相澤委員長 いかがでしょうか。

○長澤委員 我々もよくそのような評価の目標を定めますが、確かに評価の目標の設定は非常に難しいです。相澤先生がおっしゃったように、ある数値目標を出しますと、みんながそれに走ってしまい、結局明細書の質は明らかに落ちているということが多々あります。いいかげんな目標設定は当然行いませんが、今回の場合、非常に難しいのは、中條先生がおっしゃるようにまず時間の軸で変えなければいけないということです。また、時間の軸だけでなく、実は技術の軸というのがあり、技術によっても評価のポイントというのは変わってきます。

さらに技術は同じでも、その技術に係るビジネスによってユーザーの要望が異なってくるため、それも考慮しなければいけないでしょう。

さらに同じ業界でも、企業の大小によって目標とするところが違うため、ユーザーのアンケートの結果というのは当然同じことをやっても異なってきます。もしそれを完璧にやるとすればサンプル数を大幅に増やし、さらに中小から大企業まで様々な人の意見を聞いてそれを総合的に判断するということまでもっていかないと、そのポイントというのがなかなか出てこないのではないのでしょうか。

これは企業的な発想ですが、どのように判断するかというのは、ほとんどコストとプロフィットの関係になってきます。完璧にやろうとすると、余りにも人的リソースがかかり過ぎて現実性がないということになってしまうため、別のやり方を考えなければいけません。そのリソースの中でどこまで最善を尽くせるかというのは検討する価値があると思いますが、我々のような大企業でもなかなか難しいということだけは理解いたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

少し議論を先に進ませていただきます。

次に評価項目の④と⑤につきまして御意見をいただければと思います。④と⑤というのは審査実施体制、品質管理体制というところです。いかがでしょうか。

中條委員、この点についても何か御意見がありますか。

○中條委員 品質管理のための体制が整えられているかについての今の評価基準を見ると、検査や確認に重点が置かれすぎており、組織全体の「推進」に必要な体制があるかという視点が抜けているので、そういうものを加えられたほうがいいのではないのでしょうか。特許庁全体として品質管理を推進していく。その体制があるのかどうかという意味です。

推進を考えるとときには、一つは本当にトップの人が関わる体制になっているかどうか、これが一番気になります。そういう意味では、基準を見せていただいたときに、体制についてそういうことを評価することが必ずしも明示的に示されていない気がします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○長澤委員 私もアンケートにおおむね書いた通りですが、一点強調したかったのは、フィードバック体制というものが日本特許庁の品質管理体制の概略図を見ると読み取れません。品質監査等・フィードバックが双方の矢印で薄く書かれているだけで、これだけでは実際何が行われているのかが少々わかりにくいと思いました。これに対し、外国の特許庁の品質管理体制の概略図では明らかに監査や品質チェックのフィードバックというのは一方の矢印で示されているため、これはどちらかというところわかりやすいと感じました。ただ、この概略図だけでは何もわからないため、フィードバック体制がどうなっているかをもう少し明確にしていただけるといいかなと思いました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○竹本委員 私も書かせていただいたとおりなのですが、アメリカ特許庁との比較は、やはり人的なものです。対審査官に対する監査官の人数であるとか、そういった体制が遜色あるかないかという判断基準から見ると、書きましたとおりの評価になったということです。それは中條先生がおっしゃったように、やはり推進する体制が十分できているのかという評価からしても全く同じ答えになるかと思います。そういう意味でございます。

○相澤委員長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○田沼委員 日本の特許庁は、人員に対して処理件数が多いとか、審査官全体に対して品質管理に関わる人員が少ないとか、人員の数値で比べると世界に比べて劣っているように見えてしまうのですけれども、少ない人数で効率よく品質管理をするための工夫を何をしているのか、どうやって効率アップをしているのかというところを、恐らく実際にはそういう工夫はされていると思うので、そのあたりが明確になるような表記ですとか、評価項目というのが必要なのではないかなと思っています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。皆様から意見をいただきたいと思います。

○小原委員 田沼委員の今やっという工夫、その辺のお話ですと、先ほども少しお話しさせていただきましたけれども、近時、審査官は、審査の期限短縮、F A 1 1を達成するために非常に頑張っている。今年これを達成されて次の目標に掲げた審査の質については各審査官が調査から審査まですべて行い、拒絶理由を通知していた従来型の審査には重要な部分があると思います。つまり、特許性の判断をするための論理構成をしている審査官が調査をするという点で、やはり流れがよいのではないかと。ちゃんと引例を引っ張ってこれているのではないかと考えています。一部の弁理士の中には、登録調査機関を厳選しないと、あがってくる引例にばらつきが生じていると考えている者もいます。調査を基礎として審査がなされ、かつ、調査は全件の審査に係るものですから大きな影響があると思うのです。

ですから、審査官の処理すべき件数が多いと調査機関に頼らざるを得ないということはあると思いますが、審査官による調査と調査機関の厳選をお願いしたい。もしかしたら少し審査の質が落ちている可能性があるかもしれないと考えています。

また、審査官の数が足りていないということなので、審査官の数を増やすことを同時に進める必要があるかもしれません。

ただ、調査機関も素晴らしい調査をされていることがあるでしょうから、そういう調査機関とは協力していくということで、調査機関を厳選することと、調査機関への依頼の仕方を工夫して、調査を依頼する技術分野と調査機関とのマッチングを十分に図ることが審査を質を上げることにつながるのではないかと考えています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○中村委員 先ほどの田沼委員の人員のお話がありましたけれども、いただいた書類ですと、外国の特許庁と比べると1人当たりの処理件数が非常に多いということで、御負担は非常に多いのかと思うのですが、F A期間が短くなっているということもありますし、今の人員、審査官の数が必ずしも少ないのかどうかというのはまた別な検証が必要だと思いますので、そこは注意して検討していただきたいと思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

○古城委員 今、管理の体制についての客観的な人的な体制のお話が出ておりましたが、確かにそれをやろうとして人数をふやすというのは非常に結構なことだと思うのですが、逆に言えば、全体の審査官の数が不足しているというか、諸外国に比べて少ないところに、その管理体制だけが肥大化するというのもいかなものかと思っております、そういう観点から、今の体制ぐらいが適切なバランスなのではないかなと私は考えました。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

○飯村委員 特別な意見はございません。例えば、サンプリングする等、ある程度の管理体制は必要です。しかし、長澤委員が言われたような観点、新しい技術、新しい発想、新しいビジネスへの理解を高めることが審査において求められていることとの兼ね合いであり、管理者の数を多くすると、審査において、新しい発想を積極的に取り上げる審査が萎縮する懸念があります。

要するに、管理する者と管理される者との間の、自由な立場での意思疎通及び意見交換が重要であると考えています。

○相澤委員長 ありがとうございました。

○長澤委員

特許の項目で1点言い忘れたことがございます。項目4について、特許庁さんは国際的に遜色のない体制を確立しているとまではいえないと考えているようですが、私は期待を込めてAをつけました。F A 1 1により、あれだけ審査を加速され、我々の登録件数も非常に増えたため、今後F A 1 1により強化された審査能力（人員）を異議等に向けることができると思いました。

また、いわゆる期限付き審査官の方も確保できたと伺っています。その人たちが異議申立ての処理を担当する、もしくは品質に対して様々な意見をぶつけ合うように時間を使っ

ていただければ品質が上がると期待をしております。そのため、その人的なリソースを有効に活かしてほしいという意味でAをつけました。

一方、意匠や商標の審査官の数というのは年々減っているということは間違いなく、これについては我々も今後、意匠や商標を時代や分野の変化とともに活用しなければいけない場面が出てきたときに、毎年審査官の数が減っているというのは若干不安です。

以上です。

○相澤委員長　ありがとうございました。

意匠、商標を含めて、あとで全般について御意見をいただきますので、補足の意見はここでいただくことにして、次に⑥、⑦、⑧、品質向上のための取組み、それから、品質検証のための取組み、それから、審査の質の分析・課題の抽出の項目につきまして、御意見をいただければと思います。

中條委員から口火を切っていただいてよろしいですか。

○中條委員　項目⑥は、品質向上の取組みが良いかどうかという話なのですが、これに関しては先ほどの品質目標の話と同じなのですが、計画した活動が終わったというだけでは品質が向上したことになりません。計画した活動を実施して、結果として目標としていた成果が得られて、はじめて向上活動がうまくいったということになります。ところが、今の評価項目を見ると、そういう意味では、成果についての目標が計画どおり達成できているかどうかという点の評価が薄いので、その点を足したほうがいいのではないかと思います。

それから、項目⑦は品質検証のための取組みということなのですが、検証ではどうあがいても 100%正しいことを示すことは無理です。そのため、基本的には典型的なしくじりをつかまえるために検証を行います。そういう意味では、必要な検証が計画されているかどうかというのは、どういうしくじりがあるのか、これに対して業務プロセスのここをつかまえているのですよというようなことがはっきりしてないといけません。そこがあいまいになっているので、そういう視点の評価項目を加えられたほうがいいのではないのでしょうかということです。

それから、項目の⑧、これは審査の質の分析・課題の抽出というところなのですが、個別にはいろいろやっておられるというのはわかるのですが、総合的な視点、横断的な視点からの分析・課題の抽出が行われているか、そういう点も基準に加えたらいいいのではないかと思います。個々の分析も大切なのですが、全体を見渡して何が最も重要な課題な

のかを明らかにするような分析がないと、品質目標を定めたり、改善活動を重点化したりすることが困難となります。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○竹本委員 私も中條先生と同じようなことです。計画が単なるスケジュールではなく、その中に、課題や改善、具体的な方策・手段などが織り込まれていればよろしいのではと思っています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○長澤委員 評価票にも書かせていただいたのですが、評価項目内に、審査長単位の管理職が全件チェックを実施しているという表現があったかと思います。もし審査長が全件チェックしているのであれば、当然品質は保証されるべきものであろうというふうに思います。

我々の内部と比較しますと、課長クラスが全件見るというルールにしていますが、全件見るのはほぼ不可能に近いため、内部では、チェックしている個所が形式部分のみ、もしくは書かれた拒絶理由の中身しか見ていないのではと憶測しています。特許庁内で本当に審査長が全件チェックできているのであれば、品質管理部門を設けなくとも、審査長の能力をチェックすればいいだけの話であると思いました。

ただ、それが全件とは書いてあるけれどある部分しかできてない、もしくは形式のチェックのみ行っているということであれば、その中身について品質部門が入っていくことは非常に理解できるため、実際のところを確認したいと思いました。

○相澤委員長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○竹本委員 今、長澤委員がおっしゃった、次の⑥～⑧の問題ですが、参考資料3の10ページに絵がございますね、図5でございます。この図5の中に、例えば組織的な情報の共有とか、面接、インデックスの整備など、この四角で囲まれている部分、これが審査部でやられている形ですね。やはり特許審査のアウトプットは、個別に正解がない。ただ適切か否か、プロセスの上で判断されていて例示するものということでございますので、品質管理はこの四角で囲まれている部分のプロセスがきっちりやられているのかを品質と

らえてここを管理するという役割だろうなというふうな目で今回の評価基準を見ております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがですか。

○小原委員 先ほどから定量化というお話がありまして、私は大企業様から御依頼をいただいて明細書を書いております弁理士ですので、管理されている側からお話をさせていただくと、自由闊達な明細書を書くということはやはりだんだんできなくなっている。ざっくり申し上げるとリスクを負わないような形で明細書を書くようになっております。ですので、多分私も含めてこうやったらもっといいのではないかなということも、提示されている指標に対してマイナスになりそうな場合にはもしかしたらやめておこう、マイナスになるかもしれないというふうでやめてしまうことがあります。

ですから、審査の質の管理のために指標をつくるのは本当に難しいのではないかなと思います。一方、最近の明細書は、均質なものにはなっていると思います。例えばあるA企業、B企業で違う指標がありますと、A企業に合わせたもの、B企業に合わせたものということで均質な明細書を作成していると思います。ですので、どういうふうに指標をつくるかというのは非常に難しいのではないかなというのは本当に実務家として感じるところでございますけれども、ただ、一つの最初の一步としては、例えば形式的な瑕疵とかの手続だけではなくて、もう少し実体的な審査チェック項目を示して審査の底上げを図るということは非常にすばらしいのではないかと、審査の底の部分は切り落としていただきたいというのがユーザーのニーズだと思います。

それはどういうことかというのは、私が一つひとつ申し上げる能力もありませんけれども、例えば最近、中国文献などが引用としてあげられる。これについてはなかなか応答するのも難しいことがあります。機械翻訳を使うなどいろいろしていますけれども、精度の問題もある。そうすると例えば英文ではない外国引用文献に対してはもう少し細かく審査官が引用箇所をあげて、そしてそのところだけは翻訳していただくとか、そうしていただければ、引用箇所の特定と、その引用箇所に対して審査官がどのように解釈したかという点で意思の疎通が図れますので、拒絶理由に対してより良い対応ができて、審査の質の向上に代理人側や出願人側も寄与することができるのではないかと考えます。

そういう審査の底上げを図るための実体的な審査のチェック項目を作成するというアプローチもあるのではないかと考えています。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○田沼委員 先ほど長澤委員の御発言で私もとても共感するところがあって、管理職の方による全件決裁、実質的には全件細部まで見ることはできないと思っていまして、企業ですと、重要な出願とそうでない出願を分けることができ、重要なものだけ厚く品質を管理するということが可能なんですけれども、公的機関である特許庁さんの場合、それはできないと思いますので、先ほどの中條先生がおっしゃっていた典型的なしくじりというところを共有をして、フィードバックをして、詳細に決裁をしなければいけない案件はどんな案件、それについては書類を回すだけでなく説明をしてくださいとか、そういうフィードバックによる重みづけというのが品質管理上重要になってくるのではないかと今の各委員の方の御発言を聞きながら思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○古城委員 特に申し上げることはないのですが、多分最後の一番全体的なことというのに関連するかもしれないのですけれども、やはり適切に実施されているかということについては、もう少し外部からのクレームというほどではないと思うのですけれども、今例えば小原委員からお話のあったようなことが直接中に伝わって、それらが直接内部で共有されるというか、討議の対象項目にあげられるようなサイクルというのを一つつくっていただきたいと思っております。

前回拝見した資料を見ますと、アンケート調査とか、そういったものはされて、それがフィードバックされるという仕組みになっていると思いますけれども、アンケート調査というのはどうしても質問の項目というのがあらかじめ設定されておりますので、今おっしゃったような問題というのはなかなか出てきにくいのかなと思っております、ただ、そういう個別の案件に関するユーザーからの指摘の中にも、品質管理にとっては重要な問題というのが含まれているケースが多々あるのではないかと思います。

そういったものが適切にフィードバックされるような仕組みができていることが実行体制についてどう評価するかということに一番重要なことではないかなと思いました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○飯村委員 各委員のご発言とほぼ共通しますが、事後的な検証過程で重みづけをすべきであるという点は、既に実際にやっておられると思います。

2点を申し上げます。

1点目は、極端に品質が悪い審査についてのチェックは当然ながら重要だと思います。

既に申し上げた点ですが、2点目は、チェック体制が厳格になり過ぎて、審査等で、新しい技術等に対応しようとする気持ちが失われることを気を付けるべきだと思います。チェックの結果、新しいものを取り入れる気持ちが萎縮したり、新しいものを取り入れる方向での意思疎通ができにくくなる環境が生じるとすれば、そのようにならないように留意すべきであると思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、全般的な問題について御意見をいただければと思います。特許、意匠、商標を含めまして、評価項目、あるいは評価基準全般について、先ほど評価目標については御議論いただいたわけですが、それも含めまして皆様から御意見をいただければと思います。資料5を終わったところで、皆さんの御意見にたいして、特許庁から意見を述べさせたいと思います。

○竹本委員 全般的に言いますと、私は大きな枠ではよく考えられているのかなと思います。

もう一つ、先日、特許庁の方でもユーザーからのご意見をウェブで受け付ける形を整えたと思うのですが、そこから得られる情報の活用も、このプロセスの中に盛り込まれるとよいのではと思います。もしすでにやられているのであれば表記されてもいいのではないかと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○中村委員 最初の議論のところで話に出ていた、中條委員からお話のあった品質目標という点です。先ほどコメントさせていただいて、これは将来的な目標だとは思いますが、やはり日々実務の審査をなさる審査官からすれば、いろいろ手続、方針、体制が整えられていて、日々審査、実務をやっていく中で管理をされていくということがあって、なぜ管理されるかという明確な目標があったほうが良いと考えます。単に管理されているというのはもしかしたらネガティブな面が強くなってしまうかもしれないのですけれども、大きな目標があって、みんなでそれに向かって進んでいくのだということがきちんとわかっていたほうが、管理された中でもいい精度を出していけるのではないかと考えます。今後の検討ということかとは思いますが、品質目標とか、さらには定量の目標という

ことを考えながら評価項目、評価基準をお考えいただければと考えます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○小原委員 例えばせっかく外国庁、外国のユーザーに品質ポリシー等を公表されるのですから、日本特許庁の審査の質が高いことを世界に知らしめていただきたい。協議事項の中にたしか国際調査報告書と、国内移行後のファーストアクションの内容に違いがあったときに、その違いについて協議することがあったと思います。国際段階と国内段階の判断主体のパターンにはいろいろあって、日本特許庁が国際調査機関になって、日本に移行したときのパターンと、例えばアメリカ特許庁が国際調査機関になって、日本に移行した時のパターン等、外国庁の判断と日本の判断、それから、日本の判断同士というパターンがあると思います。

それらの各国特許庁における審査の分析から、どういうときに日本特許庁は特許性があるとしているのか等、日本特許庁の審査が非常にすばらしいことを外国庁との判断の違いにおいていえるのではないかと、そういう可能性があるのではないかと考えております。そして、これにより日本の審査の質が高いことを世界に知らしめることができるのではないかと、その可能性があるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○長澤委員 先ほどPDCAの話が出ていましたが、基準を公開し、こういう取組み内容を公開しているというところまでは読み取れるのですが、それがどのような取組みで、どのような成果を生んだかというところが若干見えにくいような気がします。それをどういう形でも構いませんので公表していただくことで、我々は実はここが足りないのではないかとことや、ここはこれでいいですねというような意見を出すことができ、PDCAのサイクルがより良くなるのではないかと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○田沼委員 各委員の方がおっしゃられたとおり、日本の審査は世界と比べて小原委員がおっしゃられたとおり、拒絶理由同士を比べて違う結果になったときに、どんな考え方をしているかというのを示すのは非常に世界に向けて発信という意味では効果があると考え

ております。

意匠についてはなかなか審査国が少ないのでそういうことは難しいとは思いますが、各国で結果が違ふ場合の日本特許庁の考え方というのを示すことは非常に前向きな取り組みかなと思っております。

あとは特に意匠の場合なんですけれども、ユーザーからの評価ですとか、外国特許庁からの情報という意味で、少し分析・課題抽出のところちょっと足りないところがあるかなと思っておりますので、今後積極的に取り入れていただければと思っております。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○古城委員 全体論ということだと思いますが、先ほど申し上げましたように、私は品質目標というのを非常に具体的に設定するというのは、なかなかどれを項目にしたらいのかとか、その評価の仕方という面で非常に難しいなという感想を持っておりまして、そういう観点からすると、全体としてプロセスをどうするか、それから、体制をどう整備するかという観点からの基準になっていると思います。そのアプローチ自体はいいのではないかなという、そういう非常に肯定的な評価です。

ただ、評価項目に関して、実際にどう達成したかということになりますと、その部分は特許庁さんからの御説明を聞いて、ああそうなのだと思うしかないという意味で、これはなかなか外から意見を述べにくいなと思っております。

ただ、これは御質問になるかもしれませんが、今後こういうことをやって、こういう取り組みをしたということが多分公表されるのだと思っているので、その公表される過程で、実際何をしたかというのを常に内部で検証されることになるのだろう。うそを書くことはまずないだろうと思っておりますので、そういう検証のプロセスがあるということ自体でこのプロセス自体の正当性というのは保証されているのかなということです。

私は舌足らずなわかりにくい意見を書いてしまいましたので、その辺を御迷惑をおかけしたなと思っておわびしておきます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員、いかがでしょうか。

○飯村委員 全般について特別な言うべきことはありません。今の体制、今の事柄を続けていくということで、それで外国への発信及び理解というのは得られるのではないかなと

いうふうな漠然とした感想を持っております。

○相澤委員長　ありがとうございました。

中條委員、いかがでしょうか。

○中條委員　皆さんのいろんな意見をお伺いすると、⑥、⑦、⑧など、結果のほうになってくると、成果とか結果を見ないとダメだという話が聞こえてきます。しかし、結果はいろいろあります。何の結果を見るのかについては人によっていろんな考え方ができます。

私が品質目標を決めなさいというのは、品質目標を決めると自分たちが関心を持つべきエリアが決まるので、そのエリアの結果がどうだということを議論できるからです。ところが、品質目標が決められないと、自分たちが関心を持つべきエリアが人によってまちまちで決まりませんから、いろいろ見ていろんな議論をして、結局何も変わらないと思います。そういう意味で、多分皆さん考えていることと私が考えていることは同じで、いろんな問題があるのだけれども、このエリアを中心に活動しましょうよということをぜひ決めていただけたらよい、そうするとその結果がどうかという話になって、ではどこが足りないという話になってくるのではないかなと思います。

○相澤委員長　ありがとうございました。

○飯村委員　品質目標を持つことにより、自身のエリアでの結果がわかるという点はある得だと思います。他方、行政の場合には極めて難しい要素があって、目標を設定すること自体が、出願審査において適切なかどうかという点は、なかなか難しいところがあります。

本日、一貫して申し上げているのは、我々の常識を超える予想外の技術の進展などがあった場合に、それを無視するようなことがあってはならないという点です。確かに、より良い目標を設定して成果を検証する手法に異論はありませんが、やはり行政というお立場で進めていく場合には、関心事項を決めることについてのデメリットも考慮されるべきであると思っております。

○相澤委員長　ありがとうございました。

それでは、委員各位からいただいた御意見について、岩谷さんからよろしいですか。

○岩谷企画調査官　本日、さまざまな御意見をいただきましてまずは御礼申し上げます。

これは事務局特許庁で引き取りまして、各項目、あるいは基準の見直しというのに具体的に反映させていただきたいと思います。

それから、1つ御紹介なんです、先ほど古城委員、あるいは竹本委員から御発言があ

りました外部の品質に対する意見募集というのをホームページで開設しております。トップページから意見提出みたいなリンクがあって、そこから出せるようになっております。

これは考え方が2つありまして、個別の案件について直に審査官に伝えたほうがいいという人と、直に伝えると、要は苦情を言っているようで、自分がその審査に不利になるのではないかというおそれを抱くものもある関係で、基本的には個別具体的な審査官に直接行くような形ではなくて、一度品質管理部門で検討した上で、必要性があれば意見を提出していただいた方の意思を確認をした上で審査官に通知することがあるという体制としております。

それから、各目標決めの話、かなり御意見をいただきましたが、これにつきましては特許庁内でちょっと時間をいただきまして検討させていただきたいと思います。

○澤井調整課長 幾つか皆様からいただいた御意見に補足並びにコメントをさせていただきます。

まず各委員の皆様からのお言葉を謙虚に拝聴させていただきました。この中で、具体的な数値目標につきましては、今、岩谷のほうからもありましたように、今後慎重に検討していく思いでございます。とりわけ古城委員やあるいは竹本委員からございましたように、判断というものに対して具体的で客観的な基準、目標をつくるというのは大変難しいことでございます。私たちも庁内をあげてけんけんがくがくの議論をしているところでございますが、先ほど古城委員や、あるいは飯村委員からもありましたように、そうした指標自身が逆に審査官を萎縮させることにもなりかねないということで、正しいインセンティブを付与し、本来目指すべき品質の向上に資する目標、そうしたものがあるのかどうかということをそれぞれの委員の皆様からいただいた意見を踏まえながら慎重に検討していければと思っております。

あと小原委員から審査基準について御指摘を頂戴いたしました。判例の方向性などをちゃんと踏まえながら作成すべきという御指摘を頂戴しているところでございます。現在、抜本的に全体をわかりやすい内容に見直しており、審査基準、これにつきましては、当然に立法趣旨を踏まえつつ、御指摘の裁判例などのこれまでの方向性なども知り、また国際的な動向や調和、こうしたことも十分踏まえながらわかりやすい基準の策定に努めているところでございます。

また、先行技術調査、登録調査機関についての御意見も種々ございました。基本的に私たちは、登録技術調査機関から提供していただいている調査結果を、審査官の審査の下調

査という位置づけにしております。したがって、その責任はあくまでも審査官が負います。調査結果が足りなければ当然に調査機関への指導もしますし、自ら追加的にサーチもいたします。

また、登録調査機関をよく厳選してほしいというお言葉もおっしゃるとおりでございます。登録調査機関の選定というものは、各技術分野毎に品質に関しても十分見ながら進めていければと思っております。

あと長澤委員のほうから、例えば理解度とか、先行技術の対比とか、そういう個別評価も大事だという御指摘をいただいております。私たち審査官個々の業績評価、これには当然量あるいは数というスピードだけではなく、品質についても、先ほど長澤委員がおっしゃったような日々の1件ごとの理解度やあるいは対比判断のあり方なども見ながら人事評価に努めているところでございます。

あとフィードバックの点については、長澤委員、古城委員から、あるいは多くの委員から頂戴しております。例えば先ほど古城委員からもございました、外部からのクレームが内部で共有されるようにフィードバックのあり方を考えるべきではないかという点ですが、おっしゃるとおりでございます。実はこれまで約5年間で100件ぐらいのクレームを頂戴しております。それらのクレームにつきましては、その内容を十分分析し、その上で審査長を通じ審査官の指導に努めております。ですから、繰り返しそうした苦情を3度、4度もらう人というのは実はほとんどいないような状況でございますので、そうしたフィードバックを、引き続きしっかりと進めていければと思っております。

あと審査長は全件を見られないのではないかと御指摘でございます。正直実際に1人の審査長が見ている審査官というのは平均して40名ぐらいおりますので、日々多くの案件に対し決裁を行うこととなります。審査官の結果をすべて見直すというのは御指摘のとおり現実的ではないというところでございますので、審査長だけではなくて、各審査長単位におおむね2ないし3の技術単位、分室を持っており、その室長にも行わせておりますので、現実には1人の管理職が大体10人から20人のものを見ておりますが、それでも大変でございます。

そこで先ほど飯村委員からもありましたように、重み付けをしながら行っており、日々の協議であったり、あるいはユーザーからの御意見であったり、そうした品質の取組みの中で課題があるなというような場合には当然重みをもって見ております。また特に形式的なミスに陥りやすいなというような手続、そうしたものについてもしっかりと見ていると

ころでございます。

あと小原委員、あるいは田沼委員からもございました内外乖離の分析などは庁外に、あるいは海外に品質の高さを知らしめるチャンスではないかということ、ごもっともでございます。現在、私たち庁内の品質管理委員並びに外部の調査員、こうしたものも活用しながら、内外乖離、海外と国内との審査結果の違いが出たものについて細かに分析をして、私たちに問題はなかったらどうか、あるいは海外に問題があるのではないか、そういうことを中立客観的に見ております。こうしたことを海外の特許庁とも一緒にやろうよ、ということのをこれまでも国際会議などで努めて要請をしているところでございます。どこの国も、実は内外乖離というのをここまで分析していなくて、欧州でさえ、いやいやそれはちょっとやめてくれないか、というようなことも言っておりまして、まだ賛同している国は少のうございます。引き続き、小原委員からも言っていただきましたように、内外乖離の分析を通じて我が国の審査の質の高さというものをしっかりと伝えていければなと思っております。

すべてに答えられたどうかわかりませんが、いただきました御意見につきましてコメントをさせていただきました。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○山田意匠課長 それでは意匠の面も含めまして回答させていただきます。

御意見をいただきましたとおり、意匠につきましては情報が大変少のうございます。これは我々だけではなく、アメリカ、それから、韓国は審査をしている国ではありますが、我々と同じように品質管理を行っているものの非常に苦しんでおります。我々と同じように、審査官の数に対して品質管理をする人員というのを専従することの難しさというところが一番だということでございます。いずれにいたしましても、これについて今現状調査しておりますので、今しばらくお待ちいただきまして御報告をさせていただきたいと思えます。

それから、審査官の数が減少しているのではないかとこのところで長澤委員からも御指摘を受けて、御不安になられているのだと思います。これにつきましても、田沼委員からもありましたとおり、もう一つ審査官、もしくは審査部門としての取組みといたしましては、審査の効率と、それから正確性というところに取り組んでございます。こうしたところも意識がありますので、これを目標の中、ないしは評価の中に加えるということは大変我々としてはよい御意見をいただいたのだと思っています。これが実は世界発信をいたし

ますと、我が国の審査手法、それから、管理の仕方、案件の流れというのが世界発信されますと、日本の品質は高いのだということになろうかと思っておりますので、これについても取り組むことを検討してまいりたいと思っています。

それから、審査長全件見ているのかということでございますが、今あった調整課長の補足をさせていただきますと、所属長は案件がたどった筋道の工程ですとか、審査官が行った作業工程、それから作業内容、作業量というのは全件チェックしているのだろーと思えます。そのうちで特筆すべき文献をどのように見るかというところで、ここも所属長ごとに工夫しておりますので、ある意味、我々の言っている全件というところと、少しチェックの観点について誤解があったのかもしれないので、意匠も、商標も、それから特許も同じかとは思っていますので、案件が適法にかつ適量な作業量に基づいて行われているのかというところは全件チェックはしていただいているということは御理解いただければと思っております。

それから、本日、お休みいただいておりますが、もう一つ意匠についてはハーグ協定加入というところで御不安を与えているというところがございますので、こちらにつきましても受け付けを開始した後、我々としましては、国内と同じような品質で審査を行える、それから行っていくというところについては先日、16日になりますが、審査基準のワーキングを開き、国際機関の取り扱いについて決定いたしましたので、これについて適法にかつ審査基準に基づいて行える地盤ができましたので、これを御報告とともに、実際来年度受け付け開始してからさせていただくというところは御紹介しておきます。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

○青木商標課長　商標課長の青木でございます。皆様から貴重な御指摘、御意見をいただきましてありがとうございます。

調整課長、意匠課長からいろいろ発言がありましたとおりでございますけれども、商標からも一言コメントさせていただきます。先ほど人員に関して長澤委員から御心配と、またそれは励ましのお言葉かとも思いますが、一方では中村委員からは、人員については適切な数かどうかの検証も必要ではないか、という御指摘もいただきました。私どもとしましても、今後の拡大する業務やユーザーのニーズなどを踏まえまして、適切な人員、あるいは人員配置について検証もしながら、必要な要求といいますか、措置も含めてやっていきたいと思えます。また、一方では現行の人員や、あるいは限られる中で一つひとつの人

員の質とか、やることの品質を高めていくような工夫も継続していきたいと思っております。

また、もう一つ、商標については、特許や意匠と比べてPCTの国際調査とか、そういった同じ案件について比較するようなものというのは少なく、どちらかというと商標は各国の国内の取引実情や、そういったものを踏まえた上での判断に委ねるところが多いと思うのですけれども、一方では国際的なフォーラム、例えば先般開催させていただきましたTM5とか、そういったところで国際的な先進5庁での共同研究や共同作業、あるいは比較研究などを通じて、自分たちのやっていることを各庁にもいろいろ知っていただくとともに、各庁でやっている業務や工夫についてフィードバックして自らをまた高めていく、そういったこともやりながら全体の質を高めていくような努力をしてまいりたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

次に、仮評価に基づく審査品質管理の実施体制に関する改善案につきまして御議論いただきたいと思っております。まず、特許から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○竹本委員 私も2点ほど書かせていただいております。特許のマニュアルの10ページの先ほどからお話ししています図5でございます。この図5を見ますと、業務全体のプロセスを品質管理官がチェックするという体制が明確に述べられておって、そこは非常にわかりやすいとは思っております。

一方で品質管理官のところですが、これはできれば長澤さんがおっしゃったように、全件チェックが望ましいと考えますが、サンプルチェックをされています。サンプルチェックというのは必ず落球があるものかと思っております。基本はサンプルチェックけれども、業務監査的に、先ほど飯村先生がおっしゃったように、変化が必要な部門や審査単位など、年度毎に特定の部門を選択して当該部門については徹した監査を行い、課題抽出の落球を低減するような方策も検討されてはいかがでしょうかと思っております。これは効率の問題があるかもしれませんが、もともと日本特許庁の審査に十分満足している上での話でございますので、どこまでやるかというのは非常に難しいかと思っておりますけれども、そういうことをされたほうがサンプルチェックから生じる懸念を防止できるのではと思います。

もう1点は、これは特許も、意匠も、商標も同じでございますが、体制のところでございます。例えば参考資料3の8ページの図3、基本的には審査と管理、監査の層が独立性

を持ったほうがいいと思うのですけれども、この絵ですと審査部の中で監査しているように見えます。この点をちょっと確認させていただいて意見を申し上げたいと思います。

○澤井調整課長 今、竹本委員からありました監査の体制が審査部から独立しているかという御質問です。

委員御趣旨のとおり、監査は各審査長単位から独立したものでなければいけないと思っておりますので、現在、庁内の品質管理委員会委員、あるいはそれぞれの品質管理官、そうしたものはすべて調整課の職員として発令し、審査長単位から独立して振る舞えるようにしております。

○竹本委員 承知しました。であれば、例えば図8に示される、長官から始まって技監そして調整課のラインであるので。この審査部という大きな四角は品質管理機能をあらわすときに要らないのではないかなと思います。

要するに、審査長単位というのは箱であつたらいいと思うのですけれども、審査部という箱をわざわざ必要なのかどうかということを、その意味で申し上げたいと思います。

同じように18ページもそうでございますけれども、18ページで特許審査業務の評価というときに、この審査部のくくりは要らないのではないかと思いますし、21ページも同じように審査部というものが、審査管理に関する話からすると必要があるのかどうかご検討いただきたいと思います。

これは意匠につきましては、特許技監のところは第一部長になっているところでございまして、商標につきましては業務部長になられているところでございますけれども、同じような趣旨で、そのあたりが、これは外部に公表して、さらに外国に説明しようというときには、ないほうが、何か変な誤解を受けないのではないかという気がしまして意見をさせていただきました。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○小原委員 目標を設定すると、それに対して情報が得られて、その情報を分析するというサイクルになると思います。よって、私が先ほど述べたアプローチとしては形式的瑕疵に実体的なものであって審査の底上げをはかるような軽微なものについての指標を立てて、審査官をその目標に向かわせて、情報を収集して、その情報からまた何かを得て発信するような、その情報収集サイクルの確立というものがこのような会を設けた一つの趣旨であ

と思いますので、そういうものをされるのがよいと思っています。

それから、その際には目標として立てられた項目に対するチェックの自動化を今後進めていくために拒絶理由通知書のある程度の書式の統一化とか、チェックの支援ツールをつくとか、そういうチェックの自動化のための書式の統一を図るとよろしいのかなと思っています。

それから、例えば調査では今Fターム等が使われ、外国文献はC P Cが使われていて、併用されている。その辺の検索インデックスについても、併用でいかれるのか、それとも統一するのかの整備をお願いします。なるべく外国庁と同じ形がよろしいのか、その辺わかりませんが、調査機関や審査官によるキーワード検索のコツも使いながら習得され、これにも結構ノウハウが蓄積していくのではないかと思いますので、検索キーワードの整備も早急にされたらいいかなと思っています。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○田沼委員 情報収集という意味では小原委員と共通するのですが、審査（サーチ）のところで書かせていただいています、ビジネス動向、製品や技術が世界中のどこで今一番進んでいるのか、どこを調べると最新の情報が出てくるのかというような情報を収集されて、それをサーチ範囲に反映する。非常に難しいことだと思うのですが、企業の場合にはこの技術はこの国が一番進んでいるから、この国の公報を調べれば特許性がわかるのではないかというような調査は小回りがきく範囲でやっておりますので、可能な範囲でそのような情報収集のされ方をしたらどうかと思っています。

調査関係では、そのような取組みをしようとすると、非常に調査範囲が広がってしまって審査官の御負担がふえるとは思いますが、ITテクノロジーを活用されて、効率のよい調査、ここに書かれているようなノウハウの蓄積などを図って審査官の負担を減らして効率アップというようなことが望まれると思います。

以上です。

○相澤委員長 ありがとうございます。

飯村委員いかがですか。

○飯村委員 特にはございません。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○長澤委員 先ほどからも話が出ていますが、最新の技術情報や世界のビジネスの動きを

知ることによって審査の質というのは格段に向上するものだと思います。また、先ほど澤井調整課長がおっしゃったように、全件完璧にチェックすることは当然できないため、その重みづけにも役に立っていくのではないかと考える次第です。

我々ユーザー側としましては、どこにそのような情報があるのか、どういう技術について最新だと考えているのかということに関しましては、ぜひとも協力させていただき、特許庁の各審査部の方々と話し合いを持ちたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

古城委員いかがですか。

○古城委員 言いたいことは先ほど、既に言い尽くしましたので結構でございます。

○中條委員 私はシビアな評価をつけさせていただいて、4段階でいうと2段階ぐらいという評価をつけさせていただきました。

基本的には、1つは品質改善という改善のサイクルが必ずしもうまく回ってないということ、それから、もう1つは品質保証の体制が必ずしも明確でないという、その2つがあってこういう低い評価になっているのだろーと思います。

今後どうされるかについてはいろんな考え方ができるのですが、品質改善という意味で言うと、⑧番の項目は結構できているのもう少し進めてみられたらどうかと思います。そういう中で自分たちの弱いエリアが多分見えるはずですよ。さっきからの議論で、どこが弱い、どこを強化しようとするのはなかなか難しいという話なんですけど、やはり決めないと始まらないので、⑧番の項目の結果を踏まえて、トップがリーダーシップを発揮して「えいや」と決めていただければいいのではないかと思います。結果として、ねらいが、特許と、商標と、意匠で違うかもしれません。でもそれぞれが具体的な目標を決めてみんなですべてを達成するために改善活動を進めていく、そういう活動をぜひ動かしていただきたいというのが1点です。

それから、2番目の品質保証という意味で言うと、先ほどお話しましたが、自分たちの業務プロセスの中で起こすしくじりはどんなのがあるのか、ぜひこれをリストしていただきたい。その上で、Aしくじりは業務プロセスのここで止まるようになっている。Bしくじりはここで止まるようになっている。それを明示的に整理していただきたい。これは、縦軸の典型的なしくじりを、横軸に業務プロセスをとったマトリックス（QAネットワーク）を用いて示すのが普通です。しくじりを止める仕組みがうまくできていけば、品質保

証が良くやられているということになりますし、逆に抜けがあるようだと、全件チェックしているけれども、結局何をチェックしているのかわからないということになると思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○中村委員 皆さんの御意見とほぼ同じなんですけれども、先ほど出ていたお話で、例えば技術動向情報とかビジネス動向、こういう情報が特に特許の審査の質には大きく役立ちますという話もありますし、あと最初に出ていた品質目標というのは、中條委員の御説明ですとクライアントニーズということですので、やはり御庁だけでお考えになるだけでなく、出願人とか、代理人と情報交換を密にして、それは決してクレームを受けるというような話でなくて、体制についてもそうですし、審査の中身についてもそうですし、なるべく密に情報を交換していただければ、先ほどの技術情報とか、ビジネス動向とか、例えば意匠についても、ビジネスもそうだし、デザインの動向とか、商標については識別すべき判断の情報とか、そういったものも得られると思います。ぜひ出願人、代理人と意見交換を密にして、さらに質を上げていっていただきたいと考えております。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○澤井調整課長 御意見ありがとうございます。

少しコメントをさせていただきます。

まず小原委員からございました拒絶理由の書式の統一、ご指摘の御趣旨に加えまして、さらに私たちの審査結果を海外にも発信していきたい、特に新興国にも見てもらいたい、そういう思いもありまして、この書式の統一の検討を私たちは今進めているところですが、その中でもさらに英訳のしやすさということも踏まえながら現在進めております。

また、検索インデックスの整備については、F A 1 1、これを大きな 10 年目標としておりましたので、正直言いまして、これまで少し検索インデックスの整備というのはおろそかになっていたと思います。そこで今後 4、5 年をかけて一気に呵成にこの検索インデックスの整備というのを特許庁の審査部全体をあげて今進めているところでございます。引き続き御助言を賜ればと思います。

また、長澤委員、中村委員からございました技術動向や最新技術、あるいはビジネス動向、こうしたものにつきましては、これらをちゃんと習得することが審査の糧となりますので、学会や展示会への参加、あるいは先端技術の有識者を招いて庁内での研修、また、各種技術研修への参加などを進めております。

また、先ほど長澤委員からありました企業との連携というものもぜひお願いをさせていただければと思います。

さらに技術動向について中村委員からございました。各部に審査調査室というのを置いておりますが、技術動向、ビジネス動向をしっかりと把握できるように、今年度から各部の審査調査室員を1名増やし、その技術動向調査に日々当たらせるというような体制増強も進めております。

中條委員からございました、しくじりを明示的との点ですが、私たちが大体陥りやすい間違いというのはたしか20数項目です。今そういうミスがないかどうかというものをしっかりと見るようにして、それがあつた場合には直ちに審査官にそうしたことが二度となないようにというような指導を進めております。そうしたしくじり事例などをしっかりと庁内で審査官の指導に活かしていければと思っております。

以上でございます。

○相澤委員長 ありがとうございます。

意匠について、いかがでしょうか。

○田沼委員 先ほどの繰り返しになってしまうとは思いますが、審査国が少ない中で、やはりデザインに関しても、どの地域が今一番進んでいるのかということ把握された上で、しかもそういう把握するための活動をしていますよということを世界発信しながら審査を進めていただくと、まさに世界最高品質であることをPRできるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。意匠について何か。

山田さん、何か補足されることがあれば、お願いします。

○山田意匠課長 田沼委員は多分よく御存じなのですが、我々の資料収集というのがデザイントレンド、各国に基づいて収集させていただいております。これは3年から5年に一度チェックして見直し、カタログから集めるのか、インターネットから集めるのかということをしているところまではよく御存じなので、後押しをしていただけたのだと思います。これらにつきましては、今発信がおくれているところではございますが、各国も気にしているところではございますので、できるだけ速やかに、こうしたものが発信できるよう、どうのように発信するのかというのも検討してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○竹本委員 私は、意匠制度は非常に重要だと常日ごろ思っております。例えばこれから日本が関係を強化したいと思っているASEAN諸国など、まだまだ技術の解釈とか、クレームの解釈はなかなか難しいと思うのです。企業も特許はあんまり使えないと思いますが、意匠は見た目でわかる。今回、こういう形で外国に向かって意匠権の品質管理をしつかりとやっています、そして意匠権は非常に安定で判断もしやすい、ということを明確に出していただけると非常にありがたいと思っています。非常に期待しておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○飯村委員 意匠に関する裁判例は多くはないのですが、少ない経験を前提に感想を申し上げます。最近では、ファッションの世界では、欧米ばかりでなく、アジアの国で共通するトレンドがあります。意匠の審査で、そういう傾向をとらえて、先行意匠サーチも的確にされていると感じて驚いたことがありました。エピソードとして御紹介させていただきたいと思います。

○相澤委員長 ありがとうございます。

商標について何か御意見がありますか。

○竹本委員 企業の立場から申し上げますと、やはり商標権はブランドを担って世界に出ていくためのまさにパスポートです。間もなく施行される音や色の商標は、世界の企業はもう有効に使ってしまっていて、日本企業はどちらかというと不慣れで、これから使い方を勉強していかなければいけないと思います。これらに関して、審査結果の質をどのように見ていくか、その品質管理は非常に重要かと思っております。そのあたりは企業としてもいろいろ意見交換をさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

○中村委員 簡単に2点ばかり発言させていただきます。

1点は、先ほど発言した、出願人、代理人との意見交換という話で、それは特許、意匠、商標またがってということで、特に商標については識別力判断の情報等がありますので、ぜひその辺を深めていただきたいということです。

もう1点は、ちょっと細かい話なので、この議論とはかみ合っていなかったら申しわけないのですが、商標の実務をやっていると、インターネットから取得する情報を引用される場合が多くて、それは当然公開されている情報なので、1つの審査の資料になると

は思うのですけれども、その引用されてきている情報の中が余り精査されてないということがあって、例えば出願人のホームページとか、出願人の商品に関する記載がたくさん引用されているとか、識別力があるような使用態様、識別力が無いような使用態様、いろいろあるのですけれども、とりあえずURLが記載されているというような場合が多くあります。質という話に結びつけると、インターネット情報は取得しやすいけれども、もし拒絶理由に引用するのであれば、その内容を精査した上できちんと引用されて、最終的に争った場合にでも説明がつくような状態で引用していただけるよう検討をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

商標についてよろしいですか。

○青木商標課長 貴重な御指摘ありがとうございます。

まずただいまの御指摘いただいた点についてお答えといえますか、お話しさせていただきます。

竹本委員から御指摘いただいた件につきましては、御案内のとおり、新しいタイプの商標につきましては、世界の中で日本は後進国になってしまっております。後進国であるということを踏まえた上で我々は海外の実態の調査をしっかりとやりまして、今般、商標の審査基準を定めているところであります。これについては世界中のどの国の審査基準よりも具体的にわかりやすく書くという気概を持ってやっておりますし、商標審査基準ワーキンググループの委員の皆様にも大変な御協力をいただいて間もなく改定案が整う成立というところであります。今後は実際に出願を受け付けてどういうふうに審査をしていくか、その辺も透明性を確保しながらしっかりとやっていきたいと思っております。また、審査の品質という意味では、繰り返しになって恐縮ですが、TM5のプロジェクトの中でも、共通の案件についてどの庁はどのような審査をしているか比較検討しようというプロジェクトも発足しましたので、そういったものを通じてまた5庁間での審査の質の比較とか、判断の手法の情報共有なども図っていきたいと思っております。

中村委員から御指摘いただいた点、1点目は出願人、代理人等のコミュニケーションをということですが、これは商標につきましては、特許、意匠に比べて一段と個人の出願人、あるいは中小企業さんの出願というのが多うございますので、その辺は面接マニュアルというものを今般改訂しましたし、面接や電話応対につきましては、より丁寧に、それから一つひとつの案件についての出願人の納得感をしっかり持っていただけるような

面接や電話対応等を図っていきたいと考えております。

それから、インターネット情報等の引用の心配につきましては、私どもとしてもちょっと恥ずかしいようなことを拒絶理由で書いているものもあったかと思います。これにつきましては、先ほど小原委員から御指摘があったかと思いますが、一つひとつの審査の例えば拒絶理由通知とか、補正指示書の品質を高めることを一つの目的とするよう、極めてベーシックな目的にはなってしまいますけれども、個々の審査官が一つひとつの引用情報というものをよりよいもの、正確なものにするということを一つの目標として設定してやっていきたいとも思っております。

それから、資料6で幾つか御指摘いただいている点について簡単に補足させていただきます。

資料6の商標の部分でございますが、文書作成に関するものにつきましては、これは特許、意匠に比べまして商標は厳しめの仮評価をいただいておりますが、これにつきましては、例えば「審査の進め方」などを年度内に整備する予定でございますし、また、品質マニュアル等も英訳を年度内には整理したいと考えてございます。

また、単なる文書の周知のみでなくて、品質ポリシーとかマニュアルというのは、個々の審査官一人ひとりがそれを理解といいますか、それを踏まえて個々の審査をする、成果物につなげる、そういうような周知といいますか、徹底を図るようにと考えております。

それから、田沼委員からのビジネス動向を把握してという御指摘、これは商標の場合は、特許、意匠とは若干異なる部分もあるかと思いますが、商標につきましても、例えば識別力の判断とか、著名商標に関する情報、これは世界中の情報とか、そういった特定のビジネス業界の情報というのを調査する必要があると思いますので、そういった視点からこの調査をしっかりとやっていきたいと考えてございます。

それから、最後に、中條委員から御指摘があった、しくじり事例を踏まえてフィードバックをという点でございますが、商標は、文字とか、図形とか、ロゴとかございますので、世の中の皆さんが非常に注目するといいますか、わかりやすい、こういうものが登録になったとかというのが比較的新聞に載ったりとか、報道されたりという事例がございます。それがいい事例もあれば、適切でない事例もあるかもしれませんが、そういった点を踏まえて我々は緊張感を持って一つひとつの事例の判断について統一的、かつ、ぶれのない審査判断をしていくよう内部ではいろいろ合議的な審査を行ったり、統一的なマニュアル、取り扱いを図るようしております。

以上でございます。

○相澤委員長　ありがとうございました。

長　官　挨　拶

○相澤委員長　伊藤長官においでいただいています。品質管理の最高責任者ですので、一言いただければと思います。

○伊藤長官　ありがとうございます。

業務の責任者という立場で、審査のスピードについてこれまで 10 年間の目標を掲げてきました。今後も世界最速を掲げております。そのことと品質向上を両立させていくというのは、言葉で言うのは簡単ですが、非常に難しい。場合によっては相反する場合もあるかもしれない。品質というものをどう維持、向上させていくか、まさに業務改善プロセスとしての取組みを進めていかなければいけない。

具体的な方法論については、委員の先生方の御指摘を踏まえて盛り込んでいけばいいと考えております。中條先生がおっしゃった、品質の目標をどう考えるかというところが本日少し論点だったのではないかなと思っております。我々も品質ポリシーを文書化して公表しております。こういう制度的なものの品質をどういう形で表現するかは難しいものです。こういうポリシーという形で示し、特許でいえば強く広く役に立つという言い方をしています。一方、強くと広くは、場合によっては両立しない部分があり得ます。品質を示す代表性のある指標みたいなものがもしできればと思い、各国について調べてみたわけですが、なかなかそこまでのものを設計するというのは簡単ではないということがわかりました。引き続き追求していくということは我々の課題だと思っています。

目標という言葉を行政サイドで使うと非常にリジットなものとして受け止める部分があります。そこまではいなくても、あることを評価するときのベンチマークというか、一定の行動や活動を何かメジャーラブルなもので見ておく。目標はもっと高いところにあるのだけれども、行動として単に定性的にいうだけでなく数量化できるところは数量化するという取組みは有効なのではないかなと思っています。そういうアプローチを各国も工夫しようとしている状況だろうと思っています。

特許庁も実は内部的には審査時間とか、業務量とかを、他の行政機関に比べればかなりきちんととっていると思います。自分たちの仕事がよりいいものになるということは我々

自体の目的ですから、工夫して、何かベンチマーク的なものが考えられないかということを引き続き検討したいと思っております。

ただ、究極の目標がないと、こういう仕組みが意味がないというところまでは我々は割り切れなくて、やはりそれはそれとして、定性的なものを掲げて、それをいかに業務として改善する運動にしていくかというところをこの取組みの中でまずはつくり、その中でメジャーラブルなものを何らかの形で活用できないかというのが当面かなと思っております。長期的にいいものがつくればいいと思っています。

引き続き今日の意見を踏まえまして、次回ご議論いただきたいと思いますので、また引き続きよろしくお願いいたします。

○相澤委員長 ありがとうございます。

本日、御議論いただきました評価項目等につきましては、次回の委員会までに各委員に御提示していただくと伺っています。

それから、改善案等につきましては事務局で整理いたしまして、今後の審査品質管理体制の実施や実施方法に活かしていきたいと思います。

今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○岩谷企画調査官 先ほど説明がありましたとおり、本日の議論を踏まえまして、まず仮案になっていました評価項目と評価基準、これを修正し、委員各位にお示しし、決定をするというプロセスを経たいと思います。その上で、今年度最終的に改訂しました評価項目、評価基準により最終評価を得たいと考えております。ただ、その具体的な開催スケジュールは調整しまして追って御連絡ということにさせていただきます。

それから、本日、席上配布資料7というのがございまして、これは委員会での討議資料ではございませんが、今後私どもが目標の設定をしていく上で、各委員個々の御知見もちょうだいできればと考えております。ですので、これを見ながら我々が考えていますこういう項目があるのではないかとというある意味一覧表という形になっておりますので、これについてこういう項目がいいのではないかと、あるいはこういうのはやめたほうがいいのではないかとという意見がございましたら、メールなどでもかまいませんので、事務局に提出していただければ幸いです。

○相澤委員長 少し押してしまいましたが、本日はどうもありがとうございました。

閉 会